○防衛省告示第百四十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

自衛艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区　間　山形県東田川郡庄内町廻館字岡崎一〇二番から酒田市落野目字広野一〇番五まで

変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

変更前　A　一三・二〇～一二五・四〇　一一・三八一　キロメートル

前　B・C　一〇・八〇～四五七・八〇　一一・八〇二　メートル

・D　A　一三・二〇～一二五・四〇　一一・三八一

後　B・C・D・一〇・八〇～四五七・八〇　一二・七一一

E

上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区　間　仙台市青葉区折立一丁目一五二番一から同市青葉区郷六六字宮三一番まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

変更前　前　二九・九五～一八六・三六　キロメートル

後　二九・九五～一八六・三六　メートル

〇・一八七

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十八号　仙台市青葉区折立一丁目一五二番一から同市青葉区郷六字宮三一番まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十二日

○東北地方整備局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十二日

東北地方整備局長　縄田　正

一　登録番号

東北地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	野内　忠宏
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十六年六月五日

○近畿地方整備局告示第百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十二日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	栗原　照
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十六年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区　間　田辺市新庄町字成川五六七番三から同市新庄町字成川五五七番一まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

前　四九・五〇～八五・九五　メートル

後　四七・〇〇～八一・〇〇　キロメートル

〇・〇七三

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所